

《中間検査の適用除外建築物の一部が変更になります》

これまで、「住宅金融支援機構の融資制度を利用する建築物で、工事期間中に公的機関、若しくは民間確認検査機関等の検査が実施される建築物」及び「住宅の瑕疵保証制度等を利用する建築物で、工事期間中に民間確認検査機関等の検査が実施される建築物」は、中間検査適用除外建築物としてきましたが、平成22年4月1日以降に特定工程に係る工事を終えた建築物は、**中間検査対象建築物**となりますのでお知らせします。